長野市農業委員会第3回総会議事録

1 日 時 令和5年4月28日(金)

開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後3時5分

- 2 場 所 第1·2委員会室(第一庁舎 7 階)
- 3 出席委員

1番	阿部 孝二	2番	北村 守	3番	駒村 保幸
4番	青木 保	5番	久保田清隆	6番	野池 久
7番	長谷部 孝	8番	小池 知永	9番	渡邉 美佐
10番	小林 清男	11番	清水 貢	12番	鈴木啓佐利
13番	奥山 雅茂	14番	山本 忠宏	15番	袮津 光博
16番	北澤 万正	17番	横山 幸季	18番	髙木喜久夫
19番	曽根 信一	20番	花見ひとみ	21番	近藤 利章
22番	宮﨑 治夫	24番	佐藤 隆	25番	和田 修

- 4 欠席委員
 - 23番 善財 良治
- 5 会議に出席した職員

農業委員会事務局

 事務局長
 上田
 哲夫
 主
 幹
 熊井
 孝夫
 事務局長補佐
 松橋
 泰

 事務局長補佐
 笠井
 英明
 係
 長
 曽根
 明美
 係
 長
 駒村貴久美

 係
 長
 倉島
 友美
 主
 査
 酒井
 雅宏

 農業政策課

主 査 高澤 佑貴

- 6 議事
- (1) 農地法等に係る事項について

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第30号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第31号 農振除外等に係る意見聴取について

議案第32号 非農地決定について

報告第 7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 8号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第 9号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について

報告第10号 営農型発電施設の下部農地における農作物の状況報告について

(2) その他農業委員会業務に係る事項について

議案第33号 令和4年度 農業委員会事業報告について

議案第34号 令和5年度 最適化活動の目標の設定等について

議案第35号 農地利用最適化施策に関する意見書の作成について

議案第36号 長野市農業委員会の活動について

曽根会長代理 皆さん、こんにちは。定刻前ですが全員お集まりになりました ので、これより総会を開会したいと思います。

私は、Aコープの直売店へ品を出していまして、先日の日曜日に、松代店とファーマーズへ持っていったんですが、丁度その日が長野マラソンの日で、オリンピックスタジアムへ向かって若い人からシニアの皆さん、また外国人の皆さんが一生懸命走る姿を見まして私も車の中から、私も頑張ろうと決意しながら、また心地よい気持ちになりました。

さて、第3回の総会に出席いただきましてありがとうございます。会長代理の曽根です。本日の進行を務めさせていただきます。 はじめに農業委員会憲章の唱和を行います。通常でありましたら 委員の皆さんにご唱和いただくところですが、新型コロナウイル スの感染症拡大のため、私が農業委員会憲章を読み上げますので 委員の皆さんは着座のまま黙読をお願いします。

【農業委員会憲章唱和】

曽根会長代理

ありがとうございました。では、ただ今から第3回の総会を開会いたします。本日の総会につきましては、現在の出席委員数は在任委員25名中24名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号23番、善財良治委員です。あいさつですが、初めに青木会長よりお願いいたします。

青 木 会 長

改めまして、皆さん、こんにちは。長野市農業委員会の会長の 青木保でございます。外はさわやかな春風で、本来であれば畑で 農作業をしたいところでございますけども、今日は農業委員会の 会議と研修に集中していただきながら、また明日から畑に、現場 に出て、ご活躍いただければというふうに思っております。さて、 新聞報道でも何回か出ておりますけども、遅霜の被害でございま す。既にご案内のとおり、県内、今年も3回の大きな凍霜害が出 てます。特にひどかったのは、春先一番早かった10日前後の、 いわゆる松本平ですね。この凍霜害の被害が大きいということ で、2億数千万、今のところ被害が、推定であるという報道が出 ています。

この地域も実を申しますと、一番直近では 25 日にも凍霜害がありました。昨日、千曲市の農業委員会長とお話しする機会がございまして、お聞きしたら、全滅だなというようなお話で、アンズでございます。相当深刻な被害が出ているというふうに聞いてます。長野市内も一部、共和、それから川中島も若干、大きいかな。特に千曲川沿いのエリアで、その傾向が見られると。ただ、

ある程度先に進まないと、どの程度の被害のレベルか分からない というようなお話をしていただきました。いずれにいたしまして も、連休明けるまでは緊張感を持って、天候の推移を見守らなき ゃいけないなというふうに思っております。もし皆さまがたのエ リアで、そういった凍霜害等の、お話が来ましたら、すみません けども現場に駆けつけていただいて、状況を見た上で必要であれ ば、私ども事務局のほうに情報提供をお願いしたいというふうに 思いますので、よろしくお願いいたします。

さて4月に入りまして、私ども農業委員会を取り巻く環境が、いくつか変わっております。今日私、皆さまがたにお配りしました、『農地のつぶやき2』の中でも記載をさせていただきましたけども、一つは農地法の改正があり、この4月1日から施行されました。いわゆる下限面積の要項が撤廃になるという状況です。既に農業委員さんで審査を経験されておられる方は、どういう内容かっていうのはご理解いただいているとは思いますけども、簡単に申し上げますと、農地を取得する場合の前提条件の一つが撤廃されたということで、農地の取得がしやすくなったという理解をしてもらっても結構かと思います。ただしこれは農地法の改正であって、中間管理機構関連での農地の取得、それから経基法での農地の取得、これについては、この法律は適用されませんけども、その辺についての使い分けは必要かと思います。

私どもが一番危惧しているのは、やはり自由に参画できるんですけども、もう一方では、本来の農業という目的で農地の確保をするということではなく、他の目的で農地を取得しようということで、短期的に農地ということで購入し、それがまたすぐ農地転用に動くだとか、それから転売に動くだとか、そういった行為があっては、本来の農地法から大きく逸脱してるというふうに、私どもとしては要警戒しなきゃいけないなというふうに思っております。いずれにしても、これから、この総会にも案件として当然、上がってくると思いますけども、すみませんけど各調査会のレベル、それから委員さん、推進委員さんのレベルで、これについては十分、周囲の環境を含めて見定めていただきたいというのが一つでございます。

それから、もう一つは経基法が一部変わったということはお知らせしてますけども、いわゆる地域計画の素案を作りなさいという農業委員会の大きなミッションについて、4月から動き始めたということであります。実は昨日、私ども農業委員会の幹部、一部が農業政策課から声が掛かりまして。今、農業政策課は、こういったことで取り組みをスタートしたいというお話を昨日お伺いしました。細かい点については、またあらためて申し上げます

けども、次回の総会のときに、農業政策課さんに、ここに来ていただきまして、これから各地域でどういった展開をしていくかということについての説明をさせていただくというスケジュール感を確認させていただきました。詳細については、またあらためて事務局からご案内申し上げますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから最後、裏面ですけども、ご案内のところに4月1日か ら長野市の春の職員の定期の人事異動がありました。当農業委員 会、事務局長をはじめとした職員については、既にご紹介もいた だいてますけども、私どもと一緒に農政関係の担当をしておりま す農林部の農林部長さん、それから農業政策課の農業政策課長さ ん、それから農地整備課さん、それから森林いのしか対策課さん、 それからもう一つは農業公社。それぞれの部長さん、課長さんが 全て今回、入れ替わっております。これは何を意味するか、それ ぞれお考えになっていただければいいんじゃないかというふう に思いますけども。私としては地域計画等々、新しい事業が始ま るので、あらためてまた新しい体制で、新しい風を農政に吹いて もらえばいいなという期待でいっぱいでございます。これから、 今日まだ午後、この後、研修会でそれぞれの部長さん、課長さん のほうからお話をいただけると思いますけども、今後、農業委員 会としても、農政、農林部と密に連絡を取りながら、農業者のた めに、きめこまかな活動を展開していきたいというふうに考えて おります。

さて、今日は総会でございますけれども、議題といたしましては、農地法関係が中心でございますので、その概要、それから農業委員会の組織の目標等について、ご議論をいただきながら、ご決定いただく議題になっております。慎重審議の中に、効率を含めての議事進行をさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。非常に今日は長丁場でございますので、上着等は自由に脱いでいただいて、温度調整していただければ結構だと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは以上で私の冒頭のあいさつといたします。ありがとうございました。

曽根会長代理

ありがとうございました。続きまして、上田事務局長よりごあいさつをお願いします。

上田事務局長

皆さん、こんにちは。事務局長の上田でございます。本日はご 多用の中、青木会長をはじめ、委員の皆さまにおかれましては、 第3回長野市農業委員会総会にご出席をたまわりまして、ありが とうございます。また日頃より地域の農業者の公的代表者といた しまして、地域農業の発展と農業者の地位の向上に尽力をたまわ ること、併せまして感謝を申し上げるところでございます。私か らは新型コロナウイルス感染症に対します、本市の対応の状況に つきまして、お話をさせていただきたいと思っております。

昨日27日に厚生労働省のほうで、5月8日からの5類への移行の最終チェックがされたところでございます。本市といたしましても、先週の19日に専門家によります有識者会議を開催いたしまして、その会議の中で、5類変更後の感染症対策の基本的な考え方、また医療供給体制について協議いただきまして、多くの意見をいただいたところでございます。これらに基づきまして、本日、長野市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催すると、そういったスケジュールになってございます。今後の市民の皆さまの暮らしに影響いたします医療機関への受診方法であったり、ワクチン接種などについて、県や医療関係者との連携を図りながら、市民の皆さまの暮らしに混乱が生じることがないよう、しっかり準備をいたしまして、丁寧に説明をしていきたいと考えているところでございます。市民の皆さまにおかれましても、変更後の感染症対策とのご理解とご協力、引き続きでございますが、お願いしたいところです。

新型コロナの感染状況につきましては小康状態になり、今後、ウィズコロナを前提に、徐々に社会経済活動も元に戻っていくものと思われます。まずは、この難局を乗り越え、引き続き農地法等に関わる事項、また農地の利用最適化推進に関する事項等、農業委員会の活動を委員の皆さまの知恵、経験、お力をお借りして行ってまいりたいと、そう思っているところでございますので、よろしくお願いいたします。本日、ご審議いただきますのは、農地法関連等の議案及び報告が11件、その他の業務に関わる事項が4件でございます。よろしくお願いいたします。

曽根会長代理

どうもありがとうございました。本日は研修会がありますので、総会の終了時間は14時50分を予定しておりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会の会議規則 第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会 長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いいた します。

議長

それでは規定によりまして、議長を務めさせていただきます。 スムーズな議事進行にご協力いただけますよう、あらためてお願いを申し上げます。これより着座にて進行させていただきます。 ご了承いただきたいと思います。最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号6番野池久委員、議席番号7番長谷部孝両委員にお願いいたします。よろしくお願いします。議事に入る前に確認いたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規 定で、農業委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとなっております。本日の議事案件に関しまして、当事者または関係者となっている方がございましたら、お申し出ください。よろしいですか。特に事前にチェックしてあると思いますけど。

【該当なし】

議 長 それでは、なしと認めます。次に議案の訂正等の報告を事務局 でお願いいたします。

熊 井 主 幹 事務局の熊井です。よろしくお願いいたします。初めに資料の 確認をお願いいたします。本日お手元にお配りいたしました資料 及び皆さまに事前にお届けし、本日ご持参をいただいております 資料につきましては、別紙総会資料一覧のとおりでございますの で、それぞれご確認をお願いしたいと思います。なお今回、農地 法等議案に関しまして訂正はございません。よろしくお願いいた します。

議 長 それでは議事に入ります。農地法等に関する事項について審議 を行います。議案第26号農地法第3条の規定による許可申請に ついてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいた します。

それでは議案の説明をさせていただきます。説明は座ったまま 主 熊 井 幹 で失礼をいたします。議案第26号 農地法第3条の規定による許 可申請につきまして、ご説明を申し上げます。本冊1ページをご 覧いただきたいと思います。番号1番から8ページの19番まで の19件でございます。内容は所有権移転案件が17件、使用貸借 権案件が2件となります。1ページ1番、3ページ7番及び7ペ ージ 17 番につきましては、農家創設でございます。また農家創 設につきましては、3月の総会議案で説明いたしましたとおり、 10アール以上としておりますので、ご了承をお願いいたします。 なお4ページ10番及び11番は関連案件で、交換によるもので ございます。申請案件の内容につきましては、農地法第3条第2 項の各号に掲げる全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行 うと認められない場合や、周辺農地等の営農上の効率的かつ総合 的な利用の確保に支障が生ずる恐れがある場合など、許可するこ とができない要件について確認したところ、該当しておりませ ん。従いまして、いずれも許可要件を満たしていると判断をいた しました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお 願い申し上げます。

> 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは各地区調査会 長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願い

議

いたします。農家創設も含めてお願いいたします。初めに西部地 区調査会長から1番から6番について、お願いします。

和田地区調査会長

西部地区調査会長の和田です。それでは1番から6番につきまして説明させていただきます。1番は受人の●●様。移住者で中条の民家を購入して、今後、農業を行っていこうという意欲のある新規就農者であります。主に水田を中心に農業を行っていますが、今後は野菜作りも行い、少人数の民宿等も行っていきたいと考えており、末永く農業を行っていきたいという意欲を示しており、許可することに問題はないと思います。次、2番と3番につきましては、渡人の●●さんがご高齢で農業ができないということで、●●さんと●●さんが譲り受けて耕作するもので、引き続き農地として利用が可能であると。許可することに問題はないと思います。

また4番につきましては、受人●●さんは古民家を購入して移住を予定しており、古民家に隣接する畑他を購入し、野菜を栽培するもので、農作業等に意欲があり、引き続き農地として利用していくというものですので、許可することに問題はないと思います。5番につきましては、受人●●さんの住宅近くにある畑でリンゴの木が植わっており、渡人が管理できないために購入し、リンゴ栽培を行い、●●さんの経営する農家レストランで使用したいと考えており、これも農地として利用していくという目的ですので、許可することに問題はないと思います。

6番につきましては、受人の●●さんが実家の近くにある畑で ワラビの栽培を目的に購入するものであり、引き続き農地として 利用していくということですので、許可することに問題はないと 思います。なお2番3番4番5番につきましては、10アール未満 ということですが、今回、下限面積の撤廃によって出てきたもの で、この辺を考慮しておきたいと思います。以上です。

議 長

続きまして中部地区調査会長から、7番から 14 番お願いいた します。

北村地区調査会長

中部地区、北村でございます。7番から 14番まで八つの非常に大きな案件が今回、提出されております。7番は農家創設でありまして。借人が定年退職を機に体を動かして命を育む、そういう農業をやってみたいということであります。営農経験ゼロとお聞きしましたが、イタリアなどから苗を輸入して、特徴ある野菜作りをやると。現役時代のネットワークを活用して、富裕層向けにやりたいということで、本人も相当のお金持ちだと思うんですが、真剣に農業に取り組むということでありましたので、問題ないというふうに思います。

8番以降 14 番まで、いろいろ簡単に言いますと、8番は渡人

が高齢なので、隣接農地をぜひ無償で譲りたいという案件でございます。9番も受人が会社員で若い人なんですが、会社員をやりながら農業に取り組みたいということで、自分の家の前の農地を購入するというものであります。10、11は交換であります。等価交換であります。問題ありません。12番は、受人は渡人の娘さんでありまして、少しずつ無償贈与していくということでありまして、受人も農業を今、頑張ってやっておりますので、一応、問題ないというふうに思います。

13番は渡人が2月に骨折して入院ということで、農業できないということでありまして、受人の方に譲るということであります。受人の人は企業の会長ですけども、農業を割と手広くやってる方なので、安心できるというふうに思います。最後に14番ですが、これも渡人に後継者がいなくて、受人の方に買ってもらうということでありますが、受人もこの農地の隣に桃の集荷場を持ってるものですから、ぜひ買いたいということでの案件です。いずれにしろ、受人がしっかり農業を継続できるということを確認いたしましたので、許可条件に適合しているというふうに考えます。以上でございます。

議長

続きまして、南部地区調査会長から、15番から18番、お願いします。

小林地区調査会長

南部地区の小林です。15番から18番ということです。15番につきましては、●●さん、農家法人で手広くされている●●の社長さんですけども。近くに耕作してない土地が十坪ほどあるということで、購入されるということです。まだ農地ですので、ネギとか栽培というような予定でおられるようです。次は16番ですけれども、こちらはご兄弟でございまして、お兄さんの持っている土地なんですけれども、弟さんが最近こちらのほうに戻ってこられたということで、弟さんに田んぼを貸して、作っていただくというお話です。

17番につきましては、こちらは農家創設もされていますけれども、贈与という形になります。義理のお母さんが亡くなりまして、今現在、残っている●●さんっていうのは、お嫁さんなんですけれどもね。もうだいぶ高齢になります。贈与で実際には義理のお姉さん、妹さんとかのところに行ったものなんですね。それをこちらに戻していただくということで、贈与という形になります。従いまして、農家創設もされております。

続きまして 18 番、信更町の赤田というところですけれども。 こちら現在、持ち主の方が東京にお住まいで、今回、購入なんで すけれども、購入されるのは篠ノ井の方です。こちらは今現在、

●●さん、まだお若いお年なんですけれども、●●の娘さんとい

うことで。篠ノ井の石川というとこに、二ツ柳ですか、大きな会社があるんですけれども。主に工事とかそういったのをやるところで、●●さんです。そこの娘さんということで。こちらで購入されまして、ワラビまた栗の栽培ということで、今現在、放棄されてるような状態のところです。いずれにしましても、こちらは必要な要件、農業をしっかりやっていただけるということですので、認めたいと思います。以上です。

議 長

それでは続きまして、東部地区調査会長から、19番についてお願いします。

近藤地区調査会長

東部地区調査会、近藤です。19番の案件ですが、渡人の●●さんは、もともと所有されてた方の姪に当たる方で、元所有者の方が亡くなられたことによって相続をされたということです。●●さんは営農については全くできないという中で売買ということが検討されました。その中で受人の●●さんなんですが、この●●さんの農地また宅地と隣接する方です。この方が一括して農地、宅地も含めて購入された、受け入れられたということで、一部の農地は●●さんの隣接の農地というようなことで、今後も良好な管理が見込めるものという中で、許可相当と判断されたものでございます。以上です。

議

長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の 事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、ご発言の ある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。ございま せんか。

【質疑なし】

議

長 それでは意見がないようでありますので採決に入ります。議案 第26号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長 全員賛成を確認できました。よって議案第 26 号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第 27 号 農地法第 4 条の規定に関する許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹

議案第 27 号 農地法第 4 条の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。 9 ページをご覧いただきたいと思います。番号 1 番及び 2 番の 2 件でございます。 1 番につきましては、自宅への進入路及び駐車場を設置する転用案件で、施設面積は 49 ㎡でございます。 2 番は駐車場及び庭を設置する転用案件で、施設面積は 46 ㎡でございます。以上、説明申し上げました申請案件のその他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっており、許可要件等に照らし、特に問題ないと判断をいたしました。なお先月、総会で許可すべきものと決定いただき、県に

進達しておりました農地法第4条1案件につきましては許可済 みとなっておりますので、ご報告申し上げます。以上、説明を終 わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議

ただ今、事務局より説明がありました。それでは、この案件につきまして、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。中部地区調査会長から1番及び2番について、よろしくお願いします。

北村地区調査会長

長

中部地区の北村でございます。今、事務局からありましたように、1番が住宅地への進入路ですね。2番は駐車場ということでありまして。今回1番は住宅のリフォームですね。2番が建て替えということで申請をしたところ、実は違反状態がそこで明らかになったということで、それを直すということなんですが。顛末書を提出していただいて、きちっと反省をしてもらったということであります。現地も確認いたしましたが、いずれも自分の周りは自分の農地でありまして、周りに影響はないということでありますので、許可相当と判断いたしました。以上になります。

議

長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の 事務局説明並びに各地区調査会長からのご報告について、発言の ある方の挙手を求めます。特にございませんか。

【質疑なし】

議

長 意見がないようですので、採決に入ります。議案第 27 号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長 ありがとうございました。全員の挙手を確認いたしました。 よって議案第 27 号につきましては、可決といたしました。続き まして、議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請につい てを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたしま す。

熊 井 主 幹

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。11ページをご覧いただきたいと思います。番号1番から13ページ10番までの10件でございます。1番は仮設進入路及び仮設水路を設置する一時転用案件で、許可の日から令和6年3月10日までとしております。また当案件は、この後、説明の15ページ議案第29号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の1番の関連案件となっております。2番は駐車場を設置する転用案件です。3番は農家住宅を建築する転用案件です。4番及び5番は農家分家住宅を建築する転用案件です。4番及び5番は農家分家住宅を建築する転用案件で、備考欄に開発許可と記載があります。市街化調整区域内において、宅地造成や建築のような開発行為を行う場合に必要となっています。この開発許可と農地転用許可の準備は並行して進められ、農

地転用許可制度の運用において、他法令による許可等が受けられる見込みがない場合は、農地転用許可はされません。従いまして開発許可と記載があるものにつきましては、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。

6番は駐車場を設置する転用案件です。7番及び8番は住宅敷地を拡張する転用案件です。9番は仮設工場用地を設置する一時転用案件で、許可の日から1年5カ月間としております。10番は農業後継者別棟住宅を建築する転用案件です。その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題ないと判断をいたしました。なお先月の総会で許可すべきものとご決定をいただき、県に進達しておりました農地法第5条の7案件につきましては、全て許可済みとなっておりますので、ご報告申し上げます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議

長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは各地区調査会 長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願い いたします。初めに北部地区調査会、奥山委員から1番から3番 について、お願いいたします。

奥 山 委 員

北部調査会、奥山です。お願いします。 1番につきましては、 駒沢川改修の一部転用の形となりますので、継続という形もあり ますけれども、相続が決まった時点で、その分を上げてきたとい うような形になります。妥当だということで、お願いをいたしま す。 2番目、こちらのほう、訪問介護のクリニックをつくるとい うところで、転用のすぐ北側に、お父さんの自宅があります。お 父さん亡くなったんですが、そこを病院にして駐車場にするとい う形になります。目の真ん前でありますので、よろしいかなと思 います。次の3番目の農家住宅の新設という形でありますが、昔、 津野に住んでおられる方が、水害に遭いまして、そちらのほうに 住宅物件を求めたというような形で、その奥のほうの農地も一緒 に買いたいというような希望がありますので、妥当だと思われま す。よろしくお願いします。

議

長 続きまして、中部地区調査会長から、4番5番をお願いいたします。

北村地区調査会長

4番5番とも農家分家住宅の案件であります。いずれも事業計画書と現地を確認しましたが、周囲がいずれも父親の農地でありますので、周辺農地の営農に直接影響するということはないということと、先ほどありましたように開発許可ですね。これも進んでいるということでありまして、調査会で審議しましたが問題ないという結論になりました。以上であります。

議長 に 続きまして南部地区調査会長から、6番から9番をお願いいたします。

小林地区調査会長

南部地区の小林です。6番につきまして、こちらは駐車場の設置ということで、転用案件です。これは、もともとはお寺さんの土地だったんですけども、お寺さんのほうで許可なく自分でアスファルト舗装とかして、駐車場にしてしまったと。農地なんですけど。ということで顛末書も添付されております。その二つをどうするのかということになりますと、こちら●●区という地縁団体、区ですけどね。区で公民館の駐車場がないということで、そこを有償で購入しまして、駐車場にするという案件です。現在、そのお寺さん、今、もう本堂もなくなってしまっているような感じです。

続きまして7番8番につきましては、隣近所の隣接してるお宅 2軒なんですけれども、こちらも顛末書が発行されております。 従来、もう随分前から人の土地、隣のお宅の土地のところに物置を造ってしまっていたとか、おうちの屋根が隣のうちの所に掛かってしまっているというようなことで、7番につきましては昔から話し合いでついていたというようなお話なので、拡張を無償でやるといった贈与の形になりました。8番につきましては、自宅が隣のお宅のところに屋根が掛かってるということで、これは有償で転用するということです。続きまして9番なんですけれども、9番につきましては、こちらの地域から犀川のほうへ排水を送ってる工事なんですけれども、その工事のために一時転用という形で工事する重機とかそういったもののための一時転用になります。いずれも許可相当と判断いたしました。以上です。

議長

続きまして、東部地区調査会長から 10 番についてお願いいた します。

近藤地区調査会長

東部地区調査会、近藤です。10番の案件ですが、借受人の●● さんは●●さんの長男でいらっしゃいます。その長男の方の農業後継者別棟住宅の建築ということで、その申請でございます。農地は一種の農地ですけれども、集落接続の住宅等の例外規定の対象になると。また転用に当たって、周囲への影響もないということで、可と判断されたものでございます。以上です。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の 事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、ご発言の ある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議長

特別、質問ご意見ございませんか。それでは採決に入ります。 議案第 28 号について、許可相当とすることに賛成とする方の挙 手を求めます。

【全員举手】

長

議

全員の賛成を確認いたしました。よって議案第 28 号は許可相 当と決定いたしました。続きまして、議案第 29 号 農地法第 5 条 の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたしま す。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹

議案第29号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明申し上げます。15ページをご覧いただきたいと思います。番号1番及び2番の2件でございます。1番は11ページ1番と関連案件で、現場事務所、工事ヤード、進入路、駐車場、資材置き場及び仮設水路の設置として使用するため、令和4年11月30日、第34回総会において許可相当と決定いただき、同年12月9日付で許可となった案件でございます。変更内容及び理由につきましては、1番の欄に記載のとおり、変更前1,919㎡10筆を変更後、2,057㎡13筆とするもので、当時、事業地から除外していた未相続地の相続届が完了した区画に加え、新たに進入路として1筆の計3筆を追加するものでございます。

2番目は駐車場を資材置き場として使用するため、令和4年6月30日の開催の第29回総会におきまして、許可相当と決定いただき、同年7月11日付で許可となった案件でございます。変更内容及び理由は、当該申請時、隣接の建築物リフォームにおいて、当時計画になかった来客用の打ち合わせスペースを新たに確保したことに併せ、商談を進める上で、植栽及びエクステリア展示場の設置が急きよ必要になったことから、転用目的を変更するものでございます。以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議

ただ今、事務局から説明がございました。それでは番号1番について、北部地区調査会、奥山委員から検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

奥 山 委 員

長

長

北部調査会の奥山です。先ほどの追加案件、駒沢川の改修の工事の付随する工事になりまして、相続の終わった時点で進入路、水路を追加したというような形になりますので、許可相当と思っております。

議

続きまして、2番につきまして、東部地区調査会長からお願い いたします。

近藤地区調査会長

東部地区調査会、近藤です。こちらにつきましては、当初、駐車場、資材置き場ということで計画されていましたが、敷地の形状やそこの敷地へ行くまでの進入路が出入りに支障があるという中で、植栽を中心としたエクステリアの展示施設への変更ということで申請がございました。その敷地の周囲に農地ではあるんですが、管理はされてはいる農地ではあるんですけども、耕作等

は現在ないという中で、特に周囲の影響はないということで可と判断されたものでございます。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事業説明並びに地区調査会 長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。いいで すかね。

【質疑なし】

議 長 発言がないようですので採決に入ります。議案第 29 号を原案 のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員举手】

議 全員の賛成が確認できました。よって議案第 29 号を原案のと おり決定いたしました。続きまして議案第 30 号 相続税の納税猶 予に関する適格者証明についてを議題にいたします。事務局より 議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第30号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、 ご説明を申し上げます。17 ページをご覧いただきたいと思いま す。相続した農地が高い評価額により相続税を課税されると、農 業を継続したくても、その税金を払うために売却をせざるを得な いという問題が生じるため、相続した農地で引き続き農業をして いく場合は、一定の要件の元、相続税の全部または一部の納税が 猶予される制度でございます。この制度を利用して税務署へ申請 をするためには、農業委員会が発行する適格者である旨の証明が 必要となります。特例を受けるための主な要件として、相続人は 引き続き農業経営を行うと認められる方であることでございま す。

今月につきましては2件でありますが、適格者であるかをご決定いただくものになります。1番は相続人が長野市大字大豆島● ●の●●様。特例適用農地等面積につきましては1,825 ㎡で、その他の内容は記載のとおりでございます。2番は相続人が長野市大字大豆島●●の●●様で、特例適用農地等面積につきましては403 ㎡で、その他の内容は記載のとおりとなっております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは北部地区調査 会、奥山委員から番号1番及び2番について、補足説明及び検討 結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

奥 山 委 員 北部調査会、奥山です。こちらのほう1と2、兄弟でありまして。2番は分家住宅の隣接する農地。1番につきましては本宅の周りの田んぼ、畑という形になります。畑も耕作されており、ハウスも建っており、農業を継続する意思もありますので、妥当だと思います。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の 説明につきまして、発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 それでは質問ございませんので、採決に入ります。 議案第30号 に賛成の方の挙手を求めます。

【全員举手】

議 全員の方の賛成が確認できました。よって議案第30号は原案 のとおり決定いたしました。続きまして議案第31号農振除外等 に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から議 案の説明をお願いいたします。

農業政策課高澤主査

課 議案第31号 農振除外等に係る意見聴取について、ご説明申し査 上げます。資料については右上に別冊と書いてあります。第3回 農業委員会総会議案農振除外等に係る意見聴取についてになります。資料の1ページに軽微変更案件受付表がありますので、ご覧ください。今回の農業振興整備計画の変更は軽微変更2件です。それでは資料2ページをご覧ください。軽微変更番号1です。申出地は信州新町山上条柳沢●●で地目は畑。軽微変更面積は552㎡のうち93.17㎡。関係する土地改良区はなく、土地改良事業等の実施はありません。農地法は農用地区域内農地における農業用施設のため、転用見込みあり、開発許可は都市計画区域外のため、許可不要となっています。除外5要件ですが、①から④までは条件を満たしていることを確認しております。⑤については軽微変更の場合、変更後も農業の用に供することから、土地改良事業等完了から8年未経過の条件を満たす条件がないため、要件から除いております。

続いて内容説明ですが、事業計画者の●●氏は信州新町地区で野菜を中心に 2,612 ㎡ほど耕作しており、申出地に農作業用の休憩所及び農業用資材置き場を隣接し、工具等の資材及び収穫物の保管などに利用するために申し出たものです。3ページに申出地位置図、4ページに配置図、5から6ページに立面図等、7ページに求積図、8ページには現況写真を添付していますので、参考にご覧ください。軽微変更番号1の説明については以上です。

続きまして9ページをお願いします。軽微変更番号2です。申出地は豊野町南郷字新蔵坊●●で、地目は畑。軽微変更面積は569㎡のうち199.98㎡。長野平土地改良区の受益地ですが、土地改良事業等の実施はありません。農地法は農用地区域内農地における農業用施設のため転用見込みあり、開発許可は60条証明により許可不要で見込みありとなっています。除外5要件ですが、①から④までは条件を満たしていることを確認しております。⑤については軽微変更の場合、変更後も農業の用に供することから土

地改良事業等完了から8年未経過の条件を満たす必要がないため、要件から除いております。

続いて内容説明ですが、事業計画者の●●氏は豊野町南郷地区で畑作を中心に 8,676 ㎡ほど耕作しており、格納できない機器具及び収穫物等が破損及び盗難の被害があるため、居宅地付近の申出地に農業用倉庫を建設し、耕運機等の農業用機械や脚立、コンテナ等の資材の保管などに利用するために申し出たものです。10ページに申出地位置図、11ページに配置図、12ページに立面図等、13ページに求積図、14ページには現況写真を添付していますので、参考にご覧ください。軽微変更についての説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただ今、農業政策課より説明がございました。それでは番号2番について、北部地区、奥山委員から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告、次に番号1番について南部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。それでは番号1番からお願いします。奥山委員。

奥 山 委 員 北部地区、奥山です。●●さんにつきましては、うちで一生懸命百姓をやっておりまして、農機具も多く、収めるところが少ないということは聞いておりまして、今回の申請になったわけですが、妥当だと思われます。

議 長 続きまして、南部地区調査会長、番号1番についてお願いします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。こちらの●●さんですけれど、ご高齢で、こちらの畑自体、随分、山間地、傾斜地という所にあるようです。娘さんが別冊の一番下に●●さんっていう連絡先がありますけど、これ娘さんです。娘さんが母親のために、こういった小屋を建ててやると。今まで何もなかったということで、そういう案件です。特に問題ないと思います。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の農業政策課の説明並びに地 区調査会長の説明について発言のある方は挙手をお願いいたし ます。

【質疑なし】

議 長 それでは発言がないようですので、採決に入ります。議案第31 号の軽微変更案件について、用途区分変更が相当と可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

【全員举手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって議案第 31 号は、 用途区分変更が相当と決定し、長野市長に意見書を提出いたしま す。

続きまして議案第32号 非農地決定についてを議題といたしま

す。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹

議案第32号 非農地決定についてご説明申し上げます。農地法等議案本冊の19ページをご覧いただきたいと思います。番号1番から38ページの460番まででございます。非農地決定でございますけれども、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地と反映させます。また農地所有者は、送付された非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目変更登記を行うことができます。

38ページに面積の集計を載せてございます。今月ご決定いただくものは、山林が137筆で、面積が64,113.49㎡。原野は323筆で、面積は140,483.14㎡。合計で460筆204,596.63㎡でございます。多くは3月に対象者、芋井地区及び大岡地区に調査結果と非農地通知交付申請書を送付したことから、まとまって申請があったものでございます。ご審議のほどをよろしく申し上げます。

議

長 ただ今、事務局から説明がありました。これより質疑に入りま す。発言のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議

長 ないようでございますので採決に入ります。議案第32号を原 案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員举手】

議

長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって議案第32号は原 案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、及び報告第9号 農地法第4条の規定による農業用施設(2アール未満)の届出について、事務局より説明をお願いいたします。

熊井主幹

報告第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出につきまして、ご報告申し上げます。39ページをご覧いただきたいと思います。番号78番から40ページの82番までの5件でございます。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届け出ればよいこととなっております。4条の転用届となり、自己転用いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届でございます。いずれも市街化区域内の農地の届け出で、内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決によ

りまして受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定に よる届出につきまして、ご報告申し上げます。41ページをご覧い ただきたいと思います。番号 196 番から 47 ページの 221 番まで の 25 件でございます。同じく市街化区域内の届出でございます が、5条の転用届で、農地の権利移動を伴う転用届になります。 内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問 題がなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申 し上げます。

続きまして、報告第9号 農地法第4条の規定による農業用施 設(2アール未満)の届出について、ご報告申し上げます。49 ペ ージをご覧いただきたいと思います。番号1番の1件です。農業 用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2アール未満で要件に当てはまる場合は、4条許可が不要で、農 業委員会へ届出を提出していただいております。内容につきまし ては記載のとおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決 により受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告 案件3件につきまして、ご説明をいたしました。よろしくお願い 申し上げます。

ただ今、事務局から報告第7号、第8号及び第9号についての 長 説明がありました。発言のある方は挙手を求めます。特に質問ご ざいませんね。

【質疑なし】

質問がないようでございますので、報告案件でございますの 議 長 で、ご了承いただきますよう、お願いを申し上げます。続きまし て、報告第10号 営農型発電設備の下部農地における農作物の状 況報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願いい たします。

井 主 幹 - 報告第10号 営農型発電施設の下部農地における農作物の状況 報告について、ご報告申し上げます。51ページをご覧いただきた いと思います。報告案件は1件でございます。支柱を立てて太陽 光パネルを設置したまま、その下で営農を行う太陽光発電施設に つきましては、転用期間を限定した一時転用の取り扱いで、期間 は原則3年となっております。下部農地における営農継続を前提 としておりますので、農林水産省から通知で転用許可を受けた者 は、下部農地で生産された農作物に係る収量等の状況を収穫した 年の翌年の2月までに、許可権者の長野県に報告するとなってお ります。

> 本来、先月の総会において報告すべきところでございました が、記載の内容、報告の内容にありますとおり、施工事業者の倒

産によりまして太陽光発電施設が未設置であり、施行業者を変更し、令和5年6月までに竣工を目指しているものでございます。このような状態であるため、下部農地への作付けができておらず、今のところ収穫がない状況でございます。そのような中でありましたので、この4月の総会の報告となった次第でございます。以上、報告書を許可権者である長野県に提出しましたので、ご報告申し上げます。説明は以上です。

議

長 ただ今、事業局から説明がありました。これより審議に入りま す。ただ今の説明につきまして、質問ご意見ございましたら、挙 手をお願いいたします。よろしいですか。

【質疑なし】

議

長 質問がないようでございますので、報告案件でございますの で、ご了解いただけますよう、お願いを申し上げます。

それでは農地法関係は以上でございますので、続きまして、こ こからはその他農業委員会業務に係ることについて審議を行い ます。まず議案第33号 令和4年度農業委員会事業報告について 議題といたします。事業局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹

議案第33号令和4年度農業委員会事業報告につきまして、ご説明申し上げます。資料につきましては、地区調査会でお配りいたしました資料番号1-1、1-2及び1-3になります。資料の内容でございますけれども、令和4年度において実施した農業委員会の事業及び活動実績をまとめたものでございます。資料1-1につきましては事業計画に基づく主要事業の活動報告。資料1-2につきましては、農地法や農業経営基盤強化促進法に基づく審議、決定件数や各地区調査会の活動にともなう実績等を数値で表したものでございます。また資料1-3が農業委員会、役員会、総会、地区調査会、農家相談会等の主要な会議を一覧にまとめたものでございます。なお詳細につきましては、各地区調査会におきまして説明しておりますので、省略をさせていただきます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議

長 令和4年度農業委員会事業報告につきましては、既に資料を事前配布し、各地区調査会の中で事務局より説明をさせていただいたと思います。その中でご質問漏れ、及び本日までに新たにご質問等あった場合は、ただ今、会議したいと思いますけども、ご質問ご意見ありましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特によろしいですかね。

【質疑なし】

議

それでは、ご理解をしていただいたものとして採決に入ります。議案第 33 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員举手】

議

長 ありがとうございました。全員の賛成を確認いたしました。 よって議案第33号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第34号 令和5年度最適化活動の目標の設定 等についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願い いたします。

松橋事務局長補佐

事務局の松橋です。私のほうから令和5年度最適化活動の目標の設定についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。農業委員会では農地等の利用の最適化の推進を主要な必須事務と位置付けております。指針の中で今年度の具体的な活動について、目標達成に向けた活動計画を立てるようになっております。役員会、地区調査会においてもご説明させていただきましたが、大きな目標として農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の三つがあります。また活動目標として、活動日数と活動強化月間の設定、そして新規参入相談会に参加を求められる形となっております。

活動についてご説明しますと、1枚目については、農業委員会の状況として、1、農業委員会の現在の体制と、2、農家・農地等の概要について、ご覧のとおりの数字となっております。下側の耕地面積ですが、7,980haとありますが、これは農水省が公表している耕地及び作付面積統計に基づくもので、この数値が基準となります。おめくりいただきまして2枚目の最適化活動の成果目標の(1)農地の集積については、本市は都市近郊地帯との位置付けから55パーセントとしております。現状の集積率が11.1パーセントですが、目標の今年度末の集積率は18.4パーセントと少し高くなっております。これは令和10年度までに55パーセントの集積目標であるため、達成できないと年々集積率が上がっていく状況にあります。あくまでも目標ですので、ご承知いただけるかと思います。

次に、(2) の遊休農地の解消ですが、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況から、1号遊休農地、面積は36.6 へクタールと、そのうち比較的条件の良いものを緑区分21.1 へクタールとし、条件の悪いものを黄色区分15.5 ヘクタールです。目標では令和3年度、緑区分24.2 ヘクタールを5年間で解消することとしていることから、5ヘクタールといたしました。黄色区分の15.5 ヘクタールについて、工程を策定しなさいとしておりますので、その工程として地域計画策定に向けて地域の話し合い等にあわせて、地域住民の意向や地域の方向性を確認してほしいという内容といたしました。

3枚目の(3) 新規参入の促進については、こちらについては

過去3年間、記載のとおりとなっています。②の目標についてですが、権利移動面積というところで、令和2年3年4年度の農地法3条の許可及び経基法に基づく権利移動面積の平均が221~クタールとなりまして、その1割ぐらいとしていますので、22.1~クタール、これが目標数値となります。

次に2の最適化活動の活動目標については、(1)活動日数と活動強化月間の設定ですが、委員さんのかたがたの活動日数については、月の目標を10日程度と記されております。また活動強化月間を農地パトロールの主な時期に合わせて8月9月、利用意向調査の時期に合わせまして1月に設定をしております。(3)新規参入相談会の参加についてですが、当委員会では各地区における農家相談会において、新規就農者の相談を対象としております。最適化活動の目標設定の説明については以上になりますが、総会で議決後、県への提出、ホームページの公表という予定となっております。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、令和5年度の最適化活動の目標設定について説明をいただきました。この議案につきましても、各地区調査会において説明をさせていただいております。なお、この内容は公的な国への報告及び公表されるというたぐいのものでございます。あらかじめ内容を吟味の上、会議に臨んでいただいているものと思います。この事務局の説明を含め、発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。よろしいですかね。

【質疑なし】

長 それでは特にご意見等ございませんので、採決に入ります。議 案第 34 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙 手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認できました。よって議案 34 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第35号 農地利用最適化施策に関する意見書 の作成についてを議題といたします。それでは事務局から本案件 の説明をお願いいたします。

笠井事務局長補佐

議

事務局の笠井でございます。着座にて説明させていただきます。お手元の資料、議案第35号 農地利用最適化施策に関する意見書の作成について、資料ナンバー3、こちらをご覧いただきたいと思います。こちらにつきましても、意見書と農政懇談会、スケジュールにつきまして、地区調査会で説明させていただきました。5月6月の地区調査会で意見内容の検討を始めまして、8月の総会で意見書を策定し、9月に市長部局へ提出し、10月の市長との懇談会に臨みたいと思います。事務局から説明は以上になり

ます。よろしくご審議をお願いします。

ます。よりしてご番戚をお願いします 議 長 農地利用最適化施策に関する意見書

農地利用最適化施策に関する意見書の作成について、これは毎年、農業委員会として、法律で定められている事業の一つでございます。既に詳細につきましては、各調査会でご説明をし、それぞれご理解をいただいていると思いますけども、あらためて内容をご確認いただいて、ご質問ご意見等ございましたら、お願いいたします。特にいいですかね。

【質疑なし】

議 長 スケジュールがメインになってますので、問題なかろうかと思います。それではあらためて、採決し確認をしたいと思います。 これより採決に入ります。議案第35条について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員举手】

議 長 ありがとうございました。全員賛成を確認いたしました。よって議案第35号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第36号 長野市農業委員会の活動についてを 議題とします。それでは事務局から本案件の説明をお願いいたし ます。

笠井事務局長補佐

議案第36号 長野市農業委員会の活動についてです。資料ナンバー4番をご覧いただきたいと思います。本件につきましては、今後の新たな農業委員会の活動について提案をさせていただくものです。提案理由につきましては、記載のとおりでございます。ご覧ください。長野市農業委員会は役員会、各地区調査会、総会の三つのステップを踏み、農地法等に係る事項と農地利用最適化の推進に関する事項等の審議を行っていますが、中でも各地区調査会における現地調査は最も大切な活動に位置付けられております。そこでそれぞれの地区調査会で入手した情報や課題を全委員が共有することで、農地法等に基づく適正な事務執行をより円滑に進めることを目的に、総会後の時間を有効に活用した情報交換会を開催することとします。

また多角的な視点からの調査分析が必要な課題等について、情報を収集し問題点を掘り下げ、関係部局と調整するなどに取り組むため、課題別の専門部門を設置することにします。具体的な内容につきましては2点ございます。1番でございますが、総会終了後の情報交換会の活動でございます。(1)番の活動内容としましては、①の地区調査会からの報告、5分程度を予定しております。②番の課題研修、委員の希望に沿ったスポット的な研修でございますが、15分程度を予定しております。③番でございますが、担当部門からの報告。こちらも15分程度と考えております。(2)番の開催時間等につきましては、①番でございますが、開催時間

は総会終了の 10 分後とし、おおむね4時までに終了したいと考えております。②番でございますが、総会が長引いた場合は翌月に持ち越すなど柔軟な対応をしたいと考えております。(3) 番の進行は会長が行います。

二つ目の内容でございますが、2番の課題を掘り下げる活動でございます。重要度の高い課題等に対応するため、次のとおり専任の部門を設置する、このように考えております。一つ目でございますが、地域計画につきましては、役員の7名、代表者としましては北村中部地区調査会長にお願いしたいと考えております。こつ目としましては、中山間地域につきましてでございます。こちらは北部地区、西部地区、南部地区の調査会長、そして会長、会長代理の5名で構成を考えております。代表者につきましては、和田西部地区調査会長にお願いしたいと考えております。ここでは担い手の問題や荒廃農地の取り扱いなどの情報共有を目的と考えております。

三つ目としましては、農業者年金につきましてでございます。 こちらにつきましては4月の地区調査会で各地区調査会から選 任をいただいたかたがたを元にしまして、会長、会長代理、地区 調査会の選出委員の北部地区の渡邉委員さん、西部地区の横山委 員さん、中部地区の野池委員さん、南部地区の駒村委員さん、東 部地区の花見委員さん、以上のかたがたで構成したいと考えてお ります。代表者につきましては会長代理を考えております。

四つ目としましては、女性の視点で考えられる機関でございます。女性委員4名の方で構成しまして、代表者につきましては、北部の渡邉委員さんにお願いしたいと考えております。最後でございますが、3番の情報共有でございます。こちらのほうは会議録を作成しまして、地区調査会長が各地区調査会で報告をしていただいて、情報の共有を図っていきたいと考えております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

長野市農業委員会の活動について、事務局より説明をいただきました。この内容ですけども、大体、見ていただければご理解いただけるんじゃないかと思いますけども。私も17期18期、今回は19期ですけども、総会そのものは公的な会議でございます。よってなかなか、これについても言いたいとか、いろいろあるんですけども、これは全て録音され議事録され、議事録を取り、公になります。そういった関係で、やはりもう少しフランクに意見交換のできる場があったほうがいいんじゃないかということを常々、思っておりますし、どういったやり方がいいかということを問にありました。さりとて総会の中でいろいろ出してもらうと、逆に総会の趣旨が混乱するんじゃないかということで、思い

議

長

切って、いわゆる総会ですべき議事については、それぞれ法律上に基づいた形で進めていくと。もう一つは、委員間の情報交換及び総会ではなかなか話せないような内容を含めて、ここで提案等してもらって、それをみんなで協議するという場の二つに分けたらどうかということで提案を申し上げます。

そうでなくても、総会は長いのに、今度、経基法の何か入ったら、もっと長いのに、これ以上、拘束時間長くしないでくれよなというような声も一部にはありますけども、それについてはすみません、皆さん、半日つぶしていただく覚悟で、ぜひご協力をいただけたらありがたいなというふうに思っております。農業委員も従来であれば、農地法等の案件だけを審議し、処理をすれば、農業委員の役目を果たしたというような形ですけど、今も農業委員会は変わりましたし、農業振興に対して、いかに農業委員会が参画するかという大事な柱も追加されました。そういった関係では、お互いに長野市、特に広いですから、お互いにそれぞれの自分の環境それから長野市全体の動き、時には長野県の動き等も、お互いに理解し合いながら、一緒になって一つ一つの課題について解決し進めていきたいなという考え方で今回、ご提案をしました。

さらに課題についてでございますけども、先ほど事務局のほうから4点についてお話しいただきました。地域計画それから中山間地域の課題、農業者年金、それから女性の視点、この4点は、いずれも近々でそれぞれ深掘りが必要なテーマだというふうに私は認識しております。とりわけ地域計画については少なくとも今年来年でわれわれ農業委員、最適化推進委員が現場で結論を出す、結果を出す内容でございます。中山間地域については、それぞれ取り組んでいましたけども、なかなか決定案は出てこないと。全体ですることが非常に難しいということで、個別の地域の事情を踏まえて、特にそういった地域をお持ちのいわゆる調査会の会長に先頭立って議論をしていただくというのが行われています。

農業者年金のことで申し上げますと、農業者年金は非常に大事な国の大きな制度でございます。ところが最近、農業者年金に加入する方が非常に少ないという現状でございます。長野市も今年、令和4年度、県から与えられた目標に対して、残念ながらクリアしていません。なぜかと。今までだったら各長野市の地域に農業者年金協議委員会、何とか支部という各地域に支部があったんです。今、その支部の役員の平均年齢が80歳以上なんです。それで、とてもじゃないけど新しいメンバーを推進するなんていうパワーが全くないんです。さらに去年も協議委員会をやろうと

したんですけども、出てこられる推進委員、いわゆる総代さんっていうのが本当に数名です。長野市のここまで車で運転してこられないという方がほとんど役員やっています。

そんな現状もあって、これではやっぱり、この大事な年金制度を市民の方に徹底できないということで、私どもも思い切って農業委員会が軸になって動こうということで、今回あえてこの提案となりました。農業委員会も新しく就農される委員の皆さまのいわゆるセーフティーネットとして、この年金制度は大事ですから、そういった面では、皆さまがたが制度を理解すると同時に、この制度を周りの方に、できれば地域全体の方に周知していただきたいと。できれば加入いただきたいと思ってる次第ということで、今回は女性の委員さんの加入も非常に大事なので、女性の委員さんも含めて、今回は内部組織で組織化をしていきたいというのが狙いでございます。これが3番目の農業者年金です。

4番目の女性の視点、これは皆さんお分かりだと思いますけども、国内でもあらゆるところが女性の活躍が非常に目についております。長野市農業委員会も農業委員、農地利用最適化推進委員さん含めて、ようやく4名になりました。今までほとんど農業委員さん2名の方で、なかなか組織化ってできないんですけども、今回、農地利用最適化推進委員さんで女性の方が2名選出されてましたので、4名集まれば相当なことができるなということも思います。女性の観点からいろいろと提案をしていただこうと。実際、畑で仕事をしてるのは半分以上が女性の方です。女性の方の声をきちっと農業委員会も取り上げて、それを政策に生かすという観点も、この課題には入るというふうに思っています。そんなことで、この1番から4番の課題を取り上げたということをご理解いただきたいと思います。

なお、この内容については、基本的には農業委員会のまず総会後の会議ということで、地区調査会で議論をいたしません。地区調査会では、ここで懇談会終わった後、会議録いわゆるメモ程度で各地区調査会長にお渡しし、次の調査会でご報告をしていただくというような形で当面は取り扱っていきたいというふうに思ってますので、調査会でのこの制度についての議論は、取りあえず当面、見合わせるといたしまして、本農業委員会の皆さまがたのご意向を確認した上で、できれば来月からスタートしたいというような気持ちでおりますので、よろしくご理解とご支援をお願いしたいと思います。すみません、いろいろ長くしゃべりましたけども、一応そういう背景で今回、これを農業委員会始まって以来の提案でございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。ご意見ございますか。阿部委員。

阿 部 委 員

四つの課題出された中で、以前、農業者年金の問題で意見出したことがあるんですけど。確か正確じゃなければ、また訂正していただければいいと思うんですが、1カ月確か2万とか3万という保険になってて、国民健康保険を払っておいて、農業者年金を払うと。そうなると4万近くなってしまうということだと思うんですよね。そうすると農業だけでの収入や所得では十分な保険料を払えるだけの能力、財力がないっていうことを言って、できれば農業者年金についても、半分とか1万円とかっていう減額になったと思うんですよね。だから、そういう点では、少しは加入率高くなるというのが改善されたと思います。

ただ認定農家でも平場で所得 500 万っていう。中山間地で 300 万っていってて。認定農家の加入者が 300 人ぐらいですけど、実質認定農家の皆さんがそれだけの所得の達成ができてない。そういう中で本当にこの農業者年金が適正な価格っていうか保険料になってるのかどうか、その辺のところが所得が増えない限り、農業者年金を促進しようとしても、実質農業所得が増えない限りはできないっていうのが現状だと思うんですよね。そういう点であらためて、どうやって所得を高める、認定農家だけではなくて農業者全体が所得を高める、そういう方法を確立していかないと、農業者年金の加入者は増えないということだと思いますので、その辺のところをどうするか総合的に研究していただきたいと思います。

議 長 阿部委員、ご意見として承ってよろしいでしょうか。

阿 部 委 員 はい。

議

議

長 ありがとうございました。制度に関する内容は、このテーマの中で議論させていただきながら、またそれぞれの関係部門のほうに進言をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。他いかがでしょうか。それでは長野市農業委員会活動について、採決に入ろうと思います。この内容につきまして、了解し賛同される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

長 ありがとうございました。全員の賛成を確認できました。よって長野市農業委員会の活動については、賛成で可決いたしました ので、報告を申し上げます。

以上で本日予定しておりました議事が全て終了しました。議題として、どうしても本日、発言を求める方はいませんね。それでは非常に短時間に効率よく議事を進めていただきました。ありがとうございました。ほぼ予定どおりの進行とさせていただきました。またあと2時間の長い研修がございますので、皆さん、元気でやっていただきたいと思います。本当にご協力いただきまし

て、ありがとうございました。進行を曽根代理のほうに返させて いただきます。

曽根会長代理 青木会長、お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となり ました。次に8、その他に移りまして、本日の議事全体を通しま して、委員の皆さまから何かございましたら、お願いいたします。 よろしいですか。

松橋事務局長補佐 曽根会長代理

すみません、事務局からよろしいでしょうか。 はい。

松橋事務局長補佐

すみません、1点、申し訳ないです。4月の調査会で、タブ レット端末なんですけども、お配りする予定だったんですけど も、タブレット端末、ちょっと不具合が出た関係で、大変申し訳 なかったですけども、お配りできませんでした。南部調査会だけ 試験的に先日、お配りさせていただきましたので、他の地区につ きましては5月の調査会に合わせて、不具合などを調整しなが ら、お配りできるような形で考えておりますので、よろしくお願 いいたします。以上です。

青 木 会 長

研修して皆さん1カ月以上たったけど、皆さん大体、忘れかけ てるから、早めにお願いします。

松橋事務局長補佐

分かりました。

曽根会長代理 それでは最後に事務局から、今後の日程の説明を含めて、お願 いします。

笠井事務局長補佐

皆さま、お疲れさまでございました。本日この後に3時半から 合同研修会がございます。ここの会場を使いますので、大変申し 訳ございませんが、荷物をいったんお持ちいただきまして、この 会場の外の所にある椅子の辺りでお待ちいただきたいと思いま す。会場設営でき次第、報告させていただきます。その他としま して、今後の日程でございますが、次第の裏側にございます。ま ず2番目のところでございます。上から3番のところの上から2 段目のところ、管内視察研修は5月17日の水曜日にございます。 出席される皆さまにつきましては、お忙しいところ恐縮ですけれ ども、よろしくお願いいたします。

また4番のところには、次回の第4回総会が記載されてござい ます。 5月31日の水曜日、午後1時30分から午後3時30分。 会場につきましては、会議室 203、第二庁舎の 10 階でございま す。前回より新しく加えた点でございますけれども、11番の第6 回の総会でございます。7月の31日の月曜日、午後1時30分か ら午後3時30分、会議室203、第二庁舎の10階でございます。 お忙しい時期とは存じますが、ご都合つけていただきますよう、 よろしくお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

曽根会長代理 ありがとうございました。では以上で第3回の総会を終了とい

たします。皆さま大変お疲れさまでした。